筑西広域市町村圏事務組合消防職員の職名に関する規程

平成 29 年３月 14 日
訓令第１号

改正　　令和４年２月７日訓令第１号　　令和６年３月２５日訓令第３号

（趣旨）

第１条　この規程は、筑西広域市町村圏事務組合職員定数条例（昭和４６年条例第７号）に規定する消防職員の職の名称（以下「職名」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（消防吏員の職名）

第２条　消防吏員の職名は、次のとおりとする。

消防長、消防次長、消防本部課長、消防本部課長補佐、係長、主任、係員

（消防吏員以外の消防職員の職名）

第３条　消防吏員以外の消防職員には、職種上の職名及び組織上の職名を付与するものとする。

２　職名の付与については、筑西広域市町村圏事務組合職員の職名に関する規程（平成１７年訓令第３号）を準用する。

（役職名）

第４条　第２条に定める職名のうち、消防長、消防次長、消防本部課長、消防本部課長補佐及び係長にあっては、別表に掲げる区分により、それぞれ同表右欄に定める役職名を付与する。

２　前項の場合において、当該役職名には、筑西広域市町村圏事務組合消防本部に関する規則（昭和４８年規則第１号）又は筑西広域市町村圏事務組合消防署に関する規程（平成１１年訓令第１号）に定める課又は署等の名称を冠するものとする。

（法令に基づく職名の併用）

第５条　職名に関し、法令その他特別の定めがあるもので、特に必要があると認められるものについては、第４条に規定する職名のほか、別の職名を用い、又は併せ用いることができる。

（委任）

第６条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附　則

この訓令は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（令和４年２月７日訓令第１号）

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月２５日訓令第３号）

この訓令は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

区分	役職名
消防長	消防長
消防次長	消防次長、消防本部課長、消防署署長
消防本部課長	消防本部課長、消防署署長、消防署副署長、消防本部副課長
消防本部課長補佐	消防本部課長補佐、グループ長、消防署分署長、消防署課長、消防署課長補佐
係長	係長